

平成24年度 発注者支援業務等の契約手続きについて

【説明会後によくあるご質問への回答】

No	資料No	質問内容	回答	回答担当課
1	資料-4	事業計画業務が資料作成に変わったのか	事業計画業務は来年度発注いたしません。	技術管理課
2	資料-2	ヒアリングに対する配点が無いが、中部ガイドラインと違うのか	中部ガイドラインと異なり市場化テストの実施要項と同じ配点としており、ヒアリングに対して個別配点はしていません。結果は技術提案の評価に反映します。	技術管理課
3		発注者支援のヒアリングは対面で実施するのか	昨年と同様に対面で実施する。	技術管理課
4		在席業務の場合、庁舎使用に際して契約書的なものを締結するのか	庁舎の使用にあたっては何らかの約束を文書で締結する必要があります。様式等の詳細は別途、入札説明書、特記仕様書、契約書等を確認願います。	技術管理課
5	資料-2	業務実績として平成23年度完了予定業まで拡大しているが、履行の期間が平成23年度と平成24年度に跨るものは対象にならないか	平成23年度内の履行期限で完了見込のものについて、対象としています。国債や繰り越して履行期限が平成24年度になるものは対象となりません。	技術管理課
6		積算の考え方についてαβで計算するのか、数字は今年度とおなじか	新たな積算の適用となるが、今年度と同様に具体的な数値は入札公告の前にホームページ等で公表します。	技術管理課
7		「技術資料作成業務」は実績に関する要件として「土木設計業務」で考えてよろしいでしょうか	「土木設計業務」で結構です。	技術管理課
8	資料-6 P.5	発注者支援業務の必要人数算定方法の見直しについて質問。 ○現在工事監督支援業務 複数年契約H23～H24 受注しており継続中ですが、必要人数算定方法の見直しの適用はH24の時点で摘要(変更)されるのでしょうか。それともH23年度の算定方法のまま(変更無)なのか、お尋ねします。	平成24年度の新規業務から対象となります。	技術管理課
9	資料-6 P.6	従来算定方式と新算定様式の比較(監督官毎に算定)について質問。 ○事務所管内に複数の出張所がある場合、出張所ごとに別発注業務になる可能性があるかと解釈してよろしいでしょうか。	算出方法は主任監督員毎ですが、発注単位については、事務所毎に確認してください。	技術管理課
10		資料-1 工事監督支援業務の必要人数算定方法の見直しについて質問。 平成23年度に受注した複数年業務(2年間、3年間)における平成24年度以降業務の必要人数の算定方法はなるのでしょうか。 ご回答よろしくお願います。	※No. 8と同様 平成24年度の新規業務から対象となります。	技術管理課
11	資料-1 P.3	4. 積算技術業務の業務内容①について質問。 ・フロー図の業務範囲に③施工計画の検討とありますが、貸与される設計成果品の作成段階において工程計画及び施工計画が検討されているため、積算技術業務での業務内容にはならないと考えますがいかがでしょうか。	設計成果作成時点と工事発注時点では現場状況がことなる場合や設計成果と発注ロットが異なる場合等がある。その場合においては、設計成果とおりで良いか、仮設供用日数の再計算が必要かどうかなど確認し、状況によっては施工方法(積算方法)を修正することも必要である。	技術管理課
12	資料-1 P.3	4. 積算技術業務の業務内容②について質問。 ・間接工事費の算出の一部(共通仮設費(積み上げ分))も本説明会資料のとおり業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	従来とおり共通仮設費(積み上げ分)は、業務範囲内です。共通仮設費(率分)については、業務範囲外です。	技術管理課
13	資料-2 P. 19	4. 平成24年度発注者支援業務等における要件等 3)配置予定技術者に対する要件(エ)手持ち業務量①について質問。 ・複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とありますが、年割額とは契約書第36条の2の2、平成24年度の履行高予定額とするのでしょうか。	ご質問のとおりです。	技術管理課
14	資料-4 P. 1	○○○○資料作成業務についての質問。 ・資料作成業務は在席業務と解釈してよいのでしょうか。	ご質問のとおりです。	技術管理課
15	資料-2 P. 7	発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分について質問。 ・平成24年度発注の工事監督支援業務について、平成23年度と同様に、施工確認業務と品質確認業務という業務区分は認められるのでしょうか。	平成24年度の設計共同体として認める業務区分は、資料-2 P. 7に記載されているとおり。なお、施工確認業務と品質確認業務での分担は認められない。	技術管理課
16	資料-3 P.2	企業における業務実績に関する要件について質問 ・企業における業務実績に関する要件について、発注者支援業務及び公物管理補助業務を対象業務とした「実績として認める業務」が示されていますが、これまでの「事業計画業務」は記載されていません。これまでの「事業計画業務」は実績として認める業務に該当しないのでしょうか。 (平成23年度業務の入札説明書においては、別紙-4 1/2 に「◆事業計画業務(過去の業務)」として記載されています。)	認められます。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
17	資料-3 P.3・P.4	管理技術者及び担当技術者の同種・類似業務について質問 ・発注者支援業務及び公物管理補助業務に関して、管理技術者及び担当技術者の同種業務・類似業務の分類表の「業務実績としての対象業務」には、これまでの「事業計画業務」が含まれていません。これまでの「事業計画業務」は、管理技術者及び担当技術者の同種業務・類似業務に該当しないのでしょうか。 (平成23年度業務の入札説明書においては、別紙-4 2/2 に「◆事業計画業務(過去の業務)」として記載されています。)	※No. 16と同様 認められます。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
18	資料-3 P.6	発注者支援業務等の業務実績に定める業務の内容について質問 ・発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績に定める業務の内容一覧に、これまでの「事業計画業務」が含まれていません。これまでの「事業計画業務」は、該当しないのでしょうか。(平成23年度業務の入札説明書においては、別紙-3に「◆事業計画業務(過去の業務)」として記載されています。)	※No. 16と同様 認められます。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
19	資料-2 P.20	配置予定担当技術者の業務経験について質問 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」について、業務期間が平成23～24年度の2力年にわたる業務は、平成23年度に完了しないので、予定管理技術者の業務実績の対象には該当しないという説明がありました。 ・総合評価に関わる配置予定担当技術者の業務経験についても、同様の考え方が適用されるのでしょうか。すなわち、例えば現在、平成23～24年度を業務期間とする技術審査業務に従事している担当技術者を、平成24年度に発注される積算技術業務に担当技術者として配置しようとした場合、従事中の業務は平成23年度に完了する業務では無いので、当該業務経験をもって「同種業務実績有り」とすることはできないのでしょうか。	※No. 5と同様 平成23年度内の履行期限で完了見込のものについて、対象としています。国債や繰り越して履行期限が平成24年度になるものは対象となりません。	技術管理課
20	資料-3 P.2～4	資料-3 P.2～4の業務実績に関する質問。 ・発注者支援業務等(対象業務:公物管理補助業務、発注者支援業務)の、企業・管理技術者・担当技術者の業務実績に、資料-4、P.3・4に記載されている、過去の業務(事業計画業務)の実績は認められるのでしょうか?	※No. 16と同様 認められます。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課

No	資料No	質問内容	回答	回答担当課
21	資料3 P.3	管理技術者および担当技術者における同種業務・類似業務の分類表 についての質問 資料2 P.20 4) 担当技術者に対する要件に記載されている「河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者」は担当技術者の資格要件としては認められていますが、資料3 P.3 管理技術者および担当技術者における同種業務・類似業務の分類表には記載がありません。 「河川又は道路関係の技術的行政経験」は、同種又は類似の業務実績として認めていただけますか？	「河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者」は資格要件としては認められますが、業務実績としては認められません。 なお、詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
22	資料-4 P8	資料-4の「資料作成業務」のP8の※印の文中、「受注制限があります」の「受注制限」とは、具体的にどのようなことですか。	No. 22、No. 23一括回答 資料-4のP7の記載内容をご確認下さい。なお、資料-4のP8に示す業務は受注制限の対象外です。	技術管理課
23	資料-4 P8	同じく同頁、文頭で「受注制限があります」と言っている一方、文末で「対象外業務」となっていることは、結局、「受注制限のある資料作成業務」とは何が該当するのでしょうか。 点検業務、技術資料作成業務は該当しますか。		技術管理課
24	資料-4P9	「その他業務 配点比較」の管理技術者の地域精通度に「地整管内」とありますが、ここでは中部地方整備局以外の他地方整備局管内は対象外でしょうか。	「地整管内」とは、中部地方整備局管内を示します。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
25	目次	その他業務の資料作成業務と技術資料作成業務の違いは何ですか。	資料作成業務は、在席業務となります。	技術管理課
26	資料2-P6	直接雇用関係は、担当者にも該当しますか。	該当しません。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
27	資料2-P13	企業における業務実績は、他地整の実績でもよろしいですか	認められます。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
28	資料2-P20	担当技術者に求められる資格要件は、全ての担当者に該当しますか。	全ての担当技術者が該当します。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
29	資料3-P11	ヒアリングの配点がありませんが、理由は何ですか。	※No. 2と同様 中部ガイドラインと異なり市場化テストの実施要項と同じ配点としており、ヒアリングに対して個別配点はしていません。 結果は技術提案の評価に反映します。	技術管理課
30	資料3-P1	ヒアリングは、全ての業務で各事務所内にて実施されるのでしょうか。	発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務の全てについて実施されます。詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
31	資料-4 P.7	中立性に関する要件について 平成23年度の事業計画業務は平成24年度では資料作成業務に名称変更になるとの説明を受けましたが、中立性に関する要件の業務に関する制限事項として、契約前・履行中とも、当該事務所発注業務には参加不可(発注者支援業務は参加可)という理解で良いのでしょうか？ また、その他業務の中の技術資料作成業務については説明がありませんでしたが、中立性に関する要件の業務に関する制限事項として、契約前・履行中とも、当該事務所発注業務には参加可能という理解で良いのでしょうか？	ご質問のとおりです。 詳細については、個別の入札説明書をご覧ください。	技術管理課
32	資料-6 P.5	工事監督支援業務の必要人数算定方法の見直しについて質問。 ・見直し内容は、5ページに掲げられた5つの現状課題に対応するためのもので、非常に重要なことと認識しておりますが、平成23年度に契約した複数年契約業務の24年度分についても変更していただけるのでしょうか。	※No. 8と同様 平成24年度の新規業務から対象となります。	技術管理課
33	資料-5 2	入札参加事業者が作成する書面等について 説明会に参加できなかったため、入札参加事業者等確認書(原本及びCD-R)と確認用電子データ(メール及びCD-R)の提出期限が分かりません。いつまでに提出すればいいのでしょうか？ また、上記の確認書と確認用の電子データは同じCD-Rでいいのでしょうか？	・提出期限については、公告後、参加を希望する入札説明書で確認して下さい。 ・下記の①から③の資料については、1枚のCD-R等にまとめて記憶させて差し支えありません。 ①入札参加事業者等確認書 ②意見聴取対象者に係る確認のための書面(「住民票の写し」は除く。) ③確認用電子データ	契約課
34	資料-2 P.20	担当技術者に対する要件について 土木工事(業務)、電気通信工事(業務)、機械設備工事(業務)等毎に資格要件が設定されるのでしょうか？	担当技術者について、工事(業務)毎に資格要件を設定することはありません。 なお、事務所によっては(一般土木)(電気通信)(機械設備)等のカテゴリーの記載はあるかもしれませんが、工事(業務)毎に指定している意味ではありません。あくまで、資格の見出しとしての位置付けです。 ただし、電気通信工事(業務)のみで発注される業務においては、資格要件が電気通信資格に限定される場合があります。	技術管理課
35	資料-6	工事監督支援で行う設計変更対応は、変更図面及び数量計算書の作成は含まれず、変更契約資料(変更契約図面及び数量計算書)の照査だと考えていいのでしょうか？	工事施工中における協議資料は、工事監督支援業務もしくは別途発注業務により作成します。これら協議資料等をとりまとめて変更資料が作成されます。 工事監督支援業務では出来形資料、変更図面及び数量計算書の整合確認(変更資料の照合)を行います。 なお、整合確認に伴い発生した軽微な訂正作業については本工事監督支援業務の作業範囲となります。	技術管理課